

別表第 2

障害児加算

障害者加算	手帳の種類	療育手帳	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳
4点		○A Aの1、Aの2	1・2級	1級
3点		Bの1	3級	2級
2点		Bの2	4級	3級
1点	医療機関が作成した診断書等の提出がある場合（診断名：広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー含む）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、ダウン症、軽度知的障害（軽度精神発達遅滞）に限る）			